

2. 保険募集指針

保険業法施行規則に基づき、当組合では以下の『保険募集指針』を定め、公表している。

保険募集指針

つがるにしきた農業協同組合

当組合は適正な保険募集を行うための方針として、以下のとおり「保険募集指針」を定め、実施いたします。

- 当組合は保険業法をはじめとする関係法令等を遵守いたします。
- 当組合においては損害保険募集人資格を有した募集人が適切な保険募集を行います。
- 当組合は共栄火災海上保険株式会社の代理店であり、保険契約の引受および保険金の支払は共栄火災海上保険株式会社が行います。
- 当組合は保険契約にかかる以下のリスクについてお客様にあらかじめ説明いたします。
 - ①保険商品は共済契約ではありません。
 - ②保険商品は貯金等ではなく、農水産業協同組合貯金保険機構の保護対象外です。また、元本は保証されておらず、解約返戻金や保険金が払込保険料の合計額を下回る場合があります。
 - ③引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化によっては、ご契約時の保険金額等が減額される場合があります。（詳細につきましては、お申込みの際にお渡しする「重要事項説明書」「ご契約のしおり」等をご参照ください。）
- 当組合は取扱保険商品の中からお客様が自主的に商品をお選びいただけるように情報を提供いたします。
- 当組合は法令等に反する行為によりお客様に損害を与えてしまった場合には、募集代理店として販売責任を負います。
- 当組合は、保険募集時の面談内容等を記録し、保険期間が終了するまで適切に管理いたします。
- 当組合は、ご契約いただいた保険契約に関して、ご契約内容に関する照会への対応、お客様からの苦情・ご相談への対応、保険金等の支払手続きに関する照会等を含む各種手続き方法に関するご案内等への対応を適切に行います。なお、ご相談・照会・手続きの内容によりましては、共栄火災海上保険株式会社所定のご連絡窓口へご案内、または共栄火災海上保険株式会社と連携してご対応させていただくこともございます。
- お客様から寄せられた苦情・ご相談の内容は記録し、適切に管理いたします。

【お問い合わせ窓口】

保険契約に関する苦情・ご相談等は、取扱支店・支所または下記までお問い合わせください。

JAつがるにしきた 共済部 電話番号0173-26-6533

受付時間：午前8時30分～午後4時

【関連法令】

保険業法施行規則第212条第2項・第212条の2第2項
保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ-3-9-3